

# ドイツ・オランダ動物保護施設視察報告

## —視察から考える日本の人と動物の共生—

### Report on an Inspection Tour of Animal Shelters in Germany and the Netherlands and a View of the Symbiosis between Humans and Animals in Japan

山川 伊津子

YAMAKAWA Itsuko

#### 要 約

1973年に「動物の保護及び管理に関する法律」として制定され、1999年の改正により名称変更した「動物の愛護及び管理に関する法律」は、日本における「人と動物の共生」思想の根幹をなすといえる。平成初期まで年間100万頭を越えていた犬と猫の殺処分数は2018年には4万頭を切り、動物愛護についての人々の意識は確実に向上したと言える。動物保護及び動物福祉に関してはヨーロッパを先進国とするが、筆者はドイツおよびオランダの動物保護施設視察ツアーに参加し、現地の状況を直接知る機会を得た。世界的に有名な大規模動物保護施設であるベルリンティアハイムを含め中規模、小規模の動物保護施設4か所と世界で最も大きいといわれるペットショップの見学のほかにも、獣医科大学でドイツの動物保護についてのレクチャーを受講した。見学した施設の報告に加え、今回の視察を通して見えた日本の動物愛護とドイツの動物保護の違いとこれからの日本の人と動物の共生について検討する。

**キーワード**：動物保護施設、ティアハイム、ドイツ、日本

## 第1章 序論

### 1-1 はじめに

急激に進む少子高齢社会やテクノロジーの発展、経済的にある程度安定した社会状況の中、現在日本ではペットといわれる家庭で飼育する動物たちを家族の一員と捉える人が多くを占めるようになった(濱野、2020)。そのような状況下で動物の命に対する人々の考え方も大きく変わり、かつて年間100万頭以上殺処分されていた犬と猫の数も、2018年度は4万頭を切るようになった(環境省、2020)。1968(昭和48)年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」は1999

(平成11)年の法改正により、「動物の愛護及び管理に関する法律(以後、動愛法)」と名称変更し、動物を守り飼育する行為を日本では「動物愛護」という言葉で表すことが一般的となった。これに対して欧米では「動物福祉」または「動物保護」という名称を用い、活発な活動が実施されている。

2018年秋、東京都獣医師会監修の「ドイツ・オランダの動物保護施設視察」に参加する機会を得て、現地で複数の施設見学や専門家の研修を受けた。ドイツ・オランダの動物保護の状況を報告するとともに、日本の動物愛護ならびに我が国における人と動物の共生を今後どのように考えればよいのかを検討する。

1) ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科

## 1-2 各国の動物の保護に対する考え方

日本で使用される「動物愛護」に的確に対応する英語を探すことは難しい。一方で欧米では「動物福祉 (Animal Welfare)」という考え方があり、日本においても徐々にその思想が広がりを見せつつある。動物福祉とは様々な捉え方があるが、一般的には「人間が動物を所有や利用することを認めたいうえで、その動物が受ける痛みや苦しみを最小限にすること」と定義することができる(石川、2010)。動物を研究実験で利用したり、食用に飼育する場合、動物をみだりに殺傷したり、苦しめたりしないようにするだけでなく、適切に取り扱わなければならないという考え方である(山崎、2018)。そのための大きな柱となるのが「5つの自由 (Five Freedom)」といわれる指針である。これはイギリスの畜産動物ウェルフェア委員会が1922年に提案したものであり、現在ではすべての動物を対象とした動物福祉の世界基準となっている<sup>注1</sup>。動物福祉先進国といわれるイギリスでは、Animal Welfare Act 2006 (2006年動物福祉法)の下に動物を護る様々な活動が実施されている。

また、「動物の権利 (Animal Rights)」という考え方がある。これは「動物の基本権を確立追求し、人間による動物の虐待・実験利用の停止を追求する傾向がある」とされる(諸橋、2011)。実験や農場飼育などあらゆる動物の使用を批判し、その解放を最終的な目標としている(川上、2006)。

今回訪問したドイツでは、「動物保護 (Animal Protection)」という理念のもと、法体制が整えられている。一方、イギリスでは「動物福祉 (Animal Welfare)」を標榜する。ドイツとイギリスは動物法が最も早く誕生し、施策や活動が発展してきた国である。

## 1-3 日本の動物愛護

日本の動愛法は、1968年に制定され、1999年、2005年、2013年、2019年と現在までに4回改正されている。第一章第一条の法の目的は下記となる。

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人

の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

内容的には、愛護と管理の2つの事項を述べた後に最終的な目的を述べている。すなわち、

- ① 動物の愛護に関する事項を「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等」と記し、これらを定めることで動物を愛護する気風を招来して生命尊重と友愛及び平和の情操の涵養に資する。
- ② 動物の管理に関する事項を定めて、動物による人の生命、身体及び財産に愛する侵害ならびに生活環境の保全上の支障を防止する。

上記①と②をもって最終的なこの法律の目的を「人と動物の共生する社会の実現を図ること」と謳っている。

①の愛護の内容に関しては、動物福祉と遜色はないが、本法の中には動物福祉という言葉は使用されていない<sup>注2</sup>。「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (平成25年最終改正)」には「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である」と記されている。また、②については、市民生活が脅かされないように動物を管理していくことを目指すとしている。上記指針には「すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない」とある。そして最終的に動物の愛護と管理により、人と動物の共生社会の構築を目的としている。

対象動物は法自体には記載されていないが、第1条の目的規定からは、人との関わり合いがある動物を想定していると読み取ることができる(檜木、2019)。すなわち、飼育されていない野生動物を除く家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物である。家庭で飼育される愛玩動物だけでなく、すべての動物たちに愛護の気持ちを持ち、適切な飼養及び管理が必要であると理解できる。

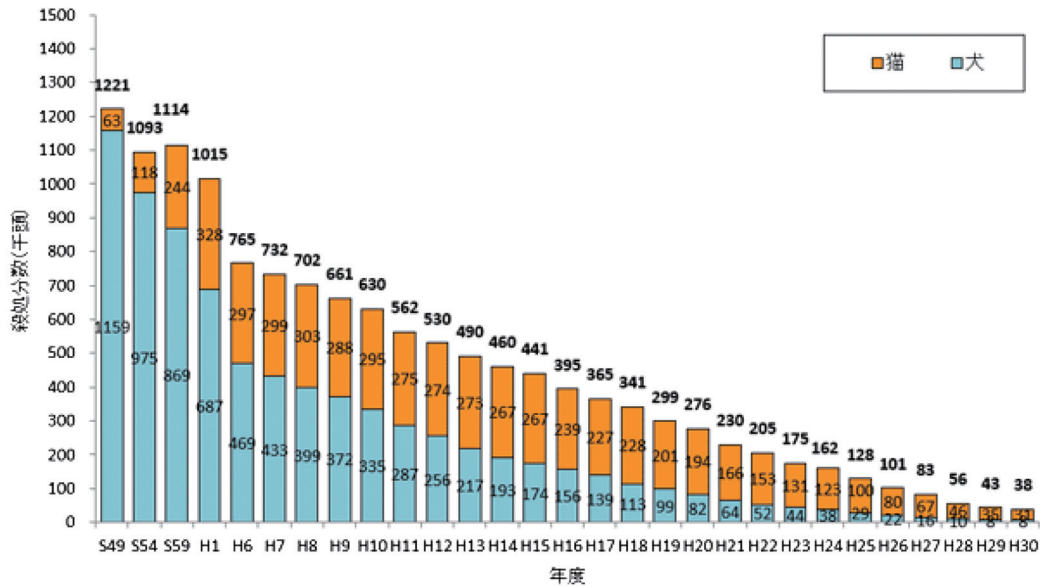


図1 全国の犬・猫の殺処分数の推移、環境省

実際に動愛法に基づき施策、実働を担うのは各道府県の動物愛護（保護、管理）センターであるが、東京都の動物愛護相談センターの業務内容は下記の通りとなっている。

- 1 動物愛護と適正飼養の普及啓発
- 2 動物の保護と管理
- 3 動物取扱業、特定動物の監視・指導
- 4 人と動物との共通感染症の予防・調査等
- 5 畜舎等の監視指導

上記の動物愛護、動物の管理、そして公衆衛生の業務を実施することにより人と動物の共生社会の実現を目的とすることを謳っている。

日本では家庭で飼育される動物が増加するのに伴い、この愛護と終生飼養の考え方が徐々に広がり、平成（1998年以降）に入ってから確実に犬と猫の殺処分数を減少させてきた（図1）。2013年の改正で行政は処分のための引き取りを断ることもできるようになり、殺処分ゼロを目指す動きは大きさを増してきた。

## 第2章 ドイツ・オランダ動物保護施設視察

### 2-1 視察の目的と概要

本視察の概要は以下の通りとなる。

日時：2018年11月8日（木）～11月15日（木）

日程：スケジュールは表1、訪問先は図2となる。

参加者：東京都獣医師会の職員を含む30名とツアーコンダクター1名。現地では通訳として現地在住の日本人が2名。参加者の内訳は表2となる。

目的：パンフレットのツアーコンセプトとして、「海外に目を向け自分で見て、聞いて確かめる。獣医師、業界関係者等多職種の人と話し、情報を収集し、日本オリジナルの人と動物の共生について共に考える」という内容が記載されている。

### 2-2 視察内容

訪問先毎に6カ所に分けて報告する。

訪問都市と訪問施設は以下の通りである。

- ① フランクフルト
- ② ハノーファー；A. ハノーファー獣医科大学、  
B. ティアハイム ハノーファー
- ③ デュイスブルグ；C. ツォーツァヤック（ペットショップ）
- ④ ケルン
- ⑤ アムステルダム；D. Dierenopvang Amsterdam（動物保護施設）
- ⑥ ベルリン；E. ティアハイム ベルリン、F. ティアハイム ファルケンシー
- ⑦ ミュウヘン

#### A. ハノーファー獣医科大学

1788年に創立された本大学は、ドイツに5つある獣医大学のうち唯一の単科大学である。学生数約2,400

表1 日程

	日時	都市名	スケジュール
1	11月8日	東京/羽田 発 フランクフルト 着	空路、フランクフルトへ 着後ホテルへ（フランクフルト泊）
2	11月9日	フランクフルト中央駅 ハノーファー中央駅	ハノーファーへ移動 ハノーファー獣医科大学・TVTセミナー 昼食後、午後のセミナー（ハノーファー泊）
3	11月10日	ハノーファー デュイスブルグ ケルン	ティアハイム・ハノーファー視察 デュイスブルグ到着後ツォー・ツァヤック視察 視察後ケルンへ移動（ケルン泊）
4	11月11日	ケルン中央駅 アムステルダム中央駅	アムステルダムへ移動 昼食後、市内観光（アムステルダム泊）
5	11月12日	アムステルダム発 ベルリン着	Dierenopvang Amsterdam(DOA)視察 空路ベルリンへ、着後ホテルへ（ベルリン泊）
6	11月13日	ベルリン滞在	ティアハイム・ベルリン視察 自由行動（ベルリン泊）
7	11月14日	ベルリン発 ミュウヘン着 ミュウヘン発	ティアハイム・ファルケンシー視察 空港へ移動、空路ミュウヘンへ 乗り換え、帰国の途へ
8	11月15日	東京/羽田着	着後通関・解散

表2 参加者

職種	人数(人)
獣医師	8
ペット産業関連	5
動物霊園関係者	2
動物愛護団体関係者	4
ペット保険	2
教育関連	1
都議会議員	1
弁護士	1
家族	2
東京都獣医師会職員	2
その他	2
合計	30

\*日本からのツアーコンダクター1名  
現地での同行通訳(日本人)2名

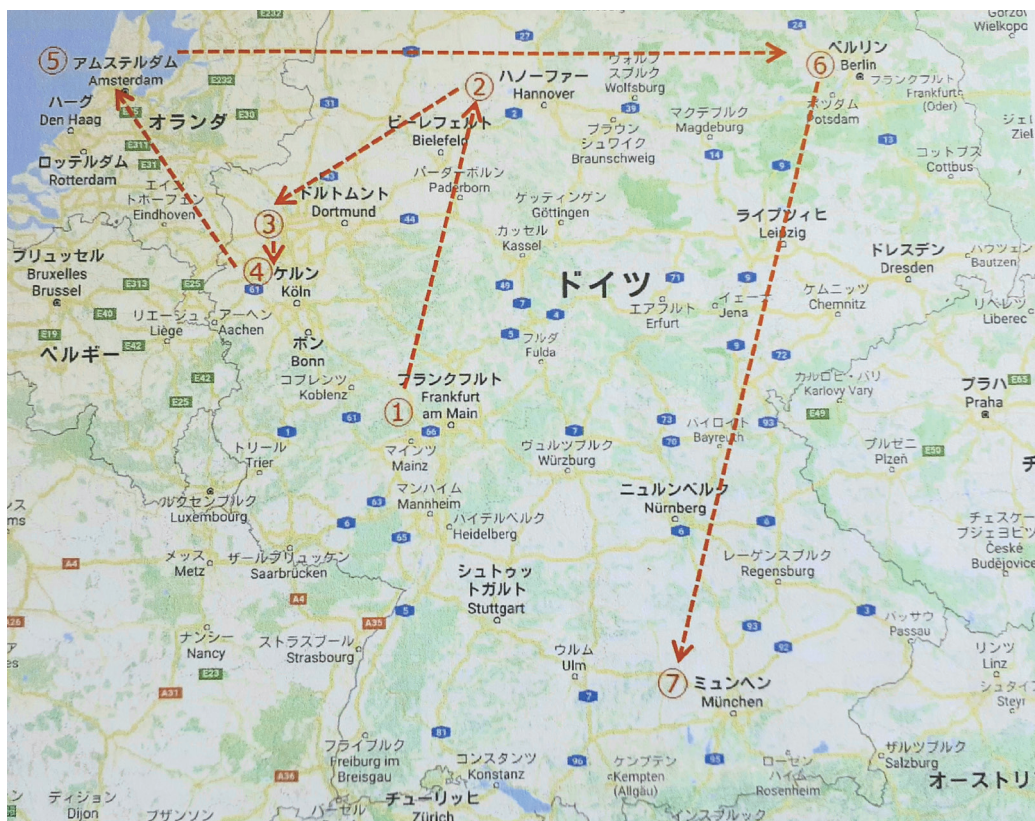


図2 視察行程マップ

名、教員数120名で5年半の獣医科教育が実施されている。今回ここでは3つのセミナーが実施された。今回の視察には現地の日本人通訳が2名全行程を通じて同伴したが、そのうちの一人がこのハノーファー獣医科大学の4年次生であり、彼女の尽力によりこれらのセミナーが実現した。

#### 1) TVT (動物保護のための獣医師会) 会長 ブラーハ教授によるセミナー

TVT会長でハノーファー獣医科大学の教授であるブラーハ氏からは、ドイツにおける動物保護の現状についての講義を受けた。TVTとは、動物保護に関心のある獣医師の会で、現行の動物保護法や動物保護規則の適正な施行や改正に携わる。1,300名の現職獣医師が所属し(視察当時)、11のワーキンググループに分かれている。150以上の報告書やガイドラインを公開し、それらは動物関連の諸方面に影響を与えている。ブラーハ教授の講義は、このTVTの説明の他、ドイツにおける動物保護の法的根拠と社会的認識について、さらにドイツのティアハイムについてであった。

ドイツでは2002年に基本法(憲法)に動物保護が国の目標として明記された。1937年に制定された動物保護法では、「同じ被造物(生物)としての動物に対する人の責任に基づき、動物の生命及び健康を保護すること」を目的としている。そのために「何人も、合理的な理由なしに、動物に対して痛み、苦痛又は傷害を与えてはならない」と定めている。また、ドイツには16の州があり、420の行政区毎に獣医局が設置されている。獣医局の業務としては、動物の防疫、食品の衛生と安全、動物の医薬品、動物保護などが行われている。

表3 ティアハイムに課される条件

・各動物に適したスペース、食事、世話の提供
・「ティアハイム規則」の作成
・検疫施設の設置、獣医師との契約
・繁殖の防止
・動物の積極的な譲渡

ティアハイムに関しては、現在ドイツでは1,300～1,400あり、動物保護団体により運営されている。各地方自治体から依頼を受け、飼い主がいない動物や様々な理由で緊急な支援が必要な動物の受け入れや世話及び譲渡を実施しているティアハイムもある。運営資金は主として寄付金で賄われ、地方自治体の補助金助成を受けているところもある。ティアハイムの開設については、地方自治体との契約の他、動物保護法に基づき、獣医局の許可を必要とする。許可に関わる条件としては、表3の通りである(平井、2017、2018)。

#### 2) ニーダーザクセン州獣医局 Dr. ガブリエル ドイルによるセミナー

ハノーファー獣医科大学の卒業生で現在ニーダーザクセン州の獣医局に勤務するドイル氏からは、ニーダーザクセン州獣医局の構造(図3)と活動内容について実例をあげながら説明があった。

獣医局の一般的な業務は、動物保護、防疫、畜産副産物、動物用医薬品に関わることであった。動物保護の監視及び査察の対象としては、飼い主、販売業者、研究機関、サーカス等があり、事例がいくつか紹介された。

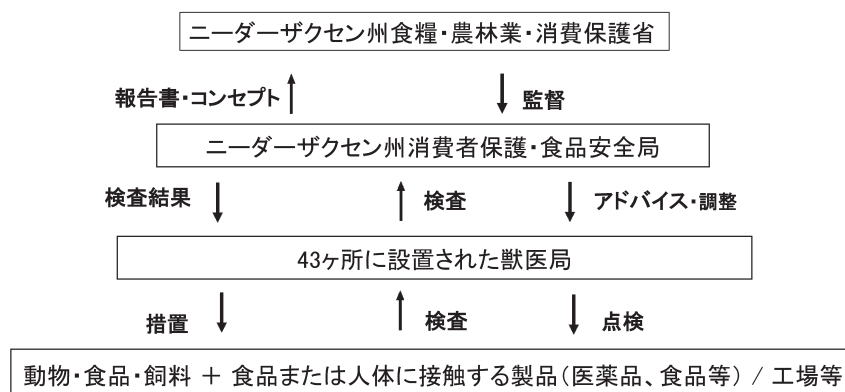


図3 ニーダーザクセン州における獣医行政の構造

受講資料を基に筆者作成



写真1 ハノーファー ティアハイム入口の看板



写真2 犬舎

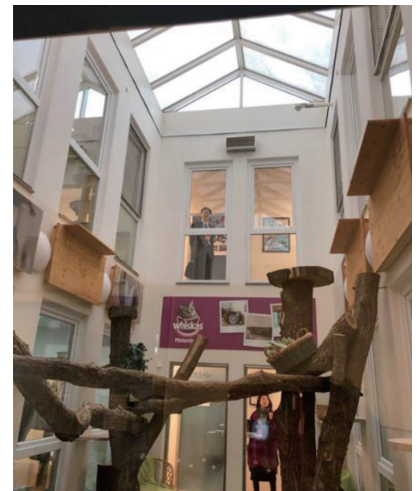


写真3 企業提供による猫の部屋

3) ニーダーザクセン州獣医局担当行政官（獣医師、動物行動学）によるセミナー

ニーダーザクセン州では、州の条例により、犬とその飼い主に対して試験を課している。飼い主は犬の飼育前に筆記試験の合格が義務付けられ（合格証明書がなければ飼育不可）、飼育後1年以内に犬の行動評価（実技試験）を受けなければならない。講義では実際の試験の映像を見ながら、解説が行われた。

B. ハノーファー ティアハイム

元農場を改築して作られたというこの保護施設は、最大で犬 100頭、猫 250匹、ウサギ 130羽等の保護が可能である（2018年）。職員は53名で獣医師2名はいずれも週二日の非常勤であり、不妊手術他簡単な処置

の実施に留まっている。ティアハイムとしては中規模であるが、年間の運営費は240万€（約3億700万円）で、資金調達のため専門のエージェントを雇い広報活動をしている。

C. ツォー・ツァヤック（Zoo Zajac）

デュイスブルク近郊にある世界最大といわれるペットショップ ツォー・ツァヤックは、敷地面積は12,000m<sup>2</sup>で、犬・猫はもちろん爬虫類から動物園動物まであらゆる動物を扱っている。ドイツでは生態の販売が禁止されているわけではないが、厳しい規制があり、犬などはブリーダーや保護施設から入手するのが一般的である。そのようななか、敢えて展示販売を実施するこの店舗は、180人のスタッフを抱え、そのう



写真4 店舗全体



写真5 店内の犬舎。ここに仔犬が数頭

写真7 施設内のグルーミングサロン→



写真6 アムステルダム動物保護施設入口



写真8 ウォータートレッドミルでのリハビリ

ち獣医師やトレーナー等 125 人の専門知識を持った人がいる。隣国からの来店者を含め年間 100 万人以上の人が訪れるこの店舗では、動物の販売に際して丁寧な説明が行われ、売る人の知識を飼う人に渡す体制が整っている。行政の規則よりも厳しいこの店独自の飼育・販売マニュアルを持ち、販売拒否も日常的である。オーナーのツァヤック氏の話のなかで、「動物の飼育によって人は成長する」という言葉が印象的であった。

#### D. Dieronopvang Amsterdam アムステルダム 動物保護施設

1901 年に設立された DOA は、オランダで最大の動物保護施設であり、毎年新たに 2,000 頭の犬、猫、ウサギを収容している。35 人の常勤スタッフと 230 人以上のボランティアにより運営されている。施設内には行動療法、理学療法、獣医療、グルーミングサロン（犬・猫）、ホテル、シッターサービスなど一般の飼い主が利用できる設備を有し、資金の確保と継続飼育に向けての問題解決にも取り組んでいる。行動や社会化について問題のある動物に関しては、リハビリやトレーニングをして譲渡に出すようにしている。平均施設滞在日数は、65 日である。また、慢性疾患や障害を有する動物に関しては、施設での治療を無料とし、譲渡のハードルを下げている。

#### E. ベルリン ティアハイム

1841 年設立で、ベルリン動物保護協会が運営するヨーロッパ最大の動物保護施設であるベルリンティア

ハイムは、職員数約 160 名、その他 500 名ものボランティアによって運営されている。年間およそ 890 万€（約 11 億 4 千万円）の運営費を要し、財源は遺贈、寄付、15,000 人の会員からの会費収入で賄われている。



写真9 ベルリン ティアハイム 175 周年記念誌の表紙



写真10 ベルリン ティアハイム入口

2001年に現在の地に移転したが、16haの土地購入から建設まですべて寄付による。施設は、犬舎6棟、猫舎3棟、禽舎1棟、小動物舎1棟、エキゾチックアニマル舎1棟、犬のリハビリテーション棟1棟とファームから構成されている。

現在サルから爬虫類まで約1,400頭の動物を収容しており、年間約10,000頭の動物を受け入れている。保護した犬は平均150日で譲渡されるが、社会に適合しにくい場合は450日余り滞在する犬もいる。このような犬には、理学療法やトレーニングが実施される。動物飼育の啓発活動のため近隣の小学校へ出向いたり、子どもたちを施設内に受け入れたり等の教育も行っている。また、専門の相談員による飼い主からの飼育相談にも応じている。



写真11 ファルケンシーティアハイム入口看板



写真12 スーパーなどに設置される寄付グッズボックス

## F. ファルケンシーティアハイム

ベルリン郊外にあるこの小規模施設は11年前に動物保護団体として設立され、その2年後にティアハイムを開設した。フルタイムの常勤は1名のみで、他に2名の半日の常勤と多数のボランティアによって運営されている。犬は12頭、猫は46頭まで保護できる。譲渡期間は様々で、2週間から8カ月かかる動物もいる。経営状態としては、差し引きゼロまたはやや赤字といった状況で、近隣の行政に支援金の申請をしている。

## 第3章 ドイツの動物保護と日本の動物愛護

### 3-1 視察の総合考察

実質6日で5都市6施設を訪れた今回の視察は、移動の連続で体力的には厳しいものがあったが、それだけ多くのことを体験できたツアーであった。行政に頼らない大小の保護施設は、ボランティアを含めてそれぞれが自分たちの動物保護を实践する自立した団体と思えた。動物保護先進国と言われるドイツではベルリンティアハイムを筆頭に動物を護る体制が完璧であるという印象をもっている日本人は多いと思われるが、ドイツにも動物虐待他様々な問題は発生しており、生体販売も行われている。しかし、問題が発生した場合にそれを取り締まる体制や、生体販売に対する厳しい規制が設けられていることは事実であり、それらは法によって規定されている。ドイツと日本では何が異なるのか、法体制を含めてドイツの動物保護について以下検討する。

### 3-2 ドイツの動物保護を3つの視点から考える

#### (1) 動物に関わる様々な法律

ドイツでは動物を守るために様々な法が施行されている。第2章で述べたように基本法(憲法)では「国は来るべき世代に対する責任を果たすために——略——自然的(生命)基盤及び動物を保護する 第20a条」と記され、自然環境と同等に動物の保護を謳っている。

また、動物保護法(1986年改正)においては、「同胞としての動物に対する人間の責任において、動物の生命及び健康を保護する(第1条)」として、動物を人間の同胞として保護することが明記されている。さらに民法では、「動物は物ではない」という一文が1990年の改正により加えられた。週によっては犬税の制度があり、「犬の保護に関する条例(2001)」や欧州協定



(「ペット動物保護のための欧州協定」他)もある。これらの様々な規定により動物を護る法整備が整っていると見える。

## (2) 動物保護団体

法により動物が護られる体制が整備され大小様々な動物保護団体が存在するが、多くは民間団体である。行政の支援は一部あるが、各団体の運営資金は寄付や遺贈により賄い、会員獲得のため専門のエージェントを置く団体もある。会費は各団体によりさまざまであるが、会報や税控除などのメリットがある。ちなみにベルリンティアハイムの会費は年間20€、ハノーファーティアハイムは40€であり、任意の額という団体もある。

## (3) 一般市民の動物に対する意識

公的な支援が十分でない中、日常の動物たちのケアの戦力となるのがボランティアの存在である。キリスト教圏内においては、隣人愛、博愛の精神において他者のために自分の時間や労力を提供することは文化として根付いていると言える。ベルリンティアハイムのボランティア数は500人以上、小規模のファルケンシーティアハイムにおいてはフルタイムの常勤は1名であるが、多数のボランティアによって運営が実践されていた。どの団体においても、ボランティア失くしては日常業務が成り立たない状態と思えた。

また、一般市民の動物飼育に対するモラルの高さも印象的であった。レストランや駅の構内で犬を見かけたことは複数回あったが、これは周りの人に迷惑をかけないだけのしつけがきちんとされているからこそ実現できることである。盲導犬等身体障害者補助犬ですら受け入れ拒否が日常的な日本とは、大きな違いである。また、街中でのオフリードの犬たちも多数見かけた。これは決して推奨できることではないが、リードがなくとも犬がコントロールできる状態であると考えられる。ニーダーザクセン州の飼い主試験を含め、人の社会で暮らす犬に対する飼い主の意識の高さを見ることができた。

### 3-3 ドイツの動物保護から日本の人と動物の共生を考える

ドイツの基本法における「来るべき世代に対する責任」あるいは動物保護法の「動物に対する人の責任」という文言が示すように、人間の「責任」が法律に強く表れている。これはキリスト教文化における「人間



写真13 レストラン内

至上主義」からくる責任感であり、人はすべての物事を管理、保護する責任があると理解できる。動物に対しても同様であり、人の責任のもとに「動物保護」が実施され、そのための法整備も整っていると考えられる。

一方、日本では仏教の「生きとし生けるものみな平等」という考え方や、「八百万の神」という言葉が示すような自然崇拝を大切にする文化が根付いている。人の責任のもとに自然や動物を保護管理するのではなく、同じ命あるものとして共存していくという考えが強いと考えられる。

ドイツの動物保護やティアハイムは素晴らしく、日本でも同様のことを実施すべきだという声も耳にする。が、基盤となる宗教、文化、歴史、自然が異なる状況において、そのまま考え方や体制を取り入れてもそれがうまく機能するとは限らない。ドイツとは異なる動物観を有する日本においては、日本独自の動物との共生を考えていかななくてはならない。

それがどのようなものであるかを、現段階でははっきりと述べることはできないが、少なくとも動物と生活する飼い主である一般市民の動物に対する意識を高めていく必要は十分にある。そのための青少年教育を対象とする動物愛護教育/生命尊重教育 (Humane Education) を早期から行うのは意味あることではないだろうか。自然や動物、生命に対する感性、レイチェル・カーソンが語った“Sense of Wonder”<sup>注3)</sup>が子どもたちの中で広がり、日本独自の人と動物の共生社会が育つことを期待したい。

## 謝 辞

視察ツアー中にお世話になったすべての皆様、また貴重な機会をいただいた山崎薫理事長に感謝申し上げます。

## 注

- 1) 5つの自由 (Five Freedoms) は下記となる (農水省, 2014)  
 飢えと渇きからの自由 (Freedom from Hunger and Thirst)  
 不快からの自由 (Freedom from Discomfort)  
 痛み、怪我、病気からの自由 (Freedom from Pain, Injury or Disease)  
 正常な行動を発現する自由 (Freedom to Express Normal Behavior)  
 恐怖と抑圧からの自由 (Freedom from Fear and Distress)
- 2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」の英訳は “the Act on Welfare and Management of Animals” であり、Welfare (福祉) という言葉が使われている (環境省)。
- 3) 最後の未完の著作となった『センス・オブ・ワンダー』の中で、カーソンは「センス・オブ・ワンダー＝神秘さや不思議さに目を見張る感性」とし、すべての子どもが生涯に渡り必要とするものであると述べている。

## 引用文献

- 濱野佐代子 (2020) 人とペットの心理学 コンパニオンアニマルとの出会いから別れ 北王子書房 p8.
- 平井潤子 NPO 法人アナイス (2017) 平成 29 年度ドイツにおける動物保護の取り組みに係る調査業務報告書 環境省 平成 29 年度 訪独調査結果 [https://www.env.go.jp/council/14animal/ref49\\_3.pdf](https://www.env.go.jp/council/14animal/ref49_3.pdf) (2021 年 2 月 26 日閲覧)
- 平井潤子 (2018) 動物保護施設の世界 TOJU JOURNAL (東獣ジャーナル) 通巻 588 号 pp9-16.
- 石川創 (2010) 動物福祉とは何か 日本野生動物医学会誌 15(1) pp1-3.
- 環境省ホームページ 犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況 [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/dog-cat.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html) (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 川上恵江 (2006) ヨーロッパ思想史における動物観の変遷 (熊本大学) 文学部論叢 歴史学編 89 巻 (2006 年) p48.
- 諸橋邦彦 (2011) 欧州におけるペット動物保護の折組と保護法制 レファレンス pp62-86.
- 榎木圭祐 (2019) 動物愛護法 動物愛護法 2019 年改正と実務上の課題 LIBRA Vol.19 No.11 東京弁護士会.
- 東京都福祉保健局動物愛護相談センター ホームページ 業務案内 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/gyoumu.html> (2020 年 4 月 21 日閲覧)
- 山崎将文 (2018) 動物の権利と人間の人権 法政論業 54 巻 2 号 pp21-41.

---

# **Report on an Inspection Tour of Animal Shelters in Germany and the Netherlands and a View of the Symbiosis between Humans and Animals in Japan**

YAMAKAWA Itsuko

## **Abstract**

The Act on Welfare and Management of Animals was enacted in 1973 and revised and renamed in 1999. The Act is the basis for ideas about animal welfare and the symbiosis between humans and animals in Japan. As a result of increasing consciousness of animal welfare in recent years, the number of dogs and cats destroyed annually in Japan has decreased from more than one million at the beginning of the Heisei Era to less than forty thousand in 2018. Japan's current concepts of animal protection and animal welfare originated in Europe. The author had an opportunity to join an inspection tour of Germany and the Netherlands and visited small- and medium-sized animal shelters as well as the large and world-famous Teirheim Berlin. In addition to animal shelters, the tour included a visit to the largest pet shop in the world and attendance of a lecture at the University of Veterinary Medicine in Hanover. The tour highlighted the differences between animal protection in Germany and animal welfare in Japan and shaped the author's view of the symbiosis between humans and animals in Japan today.

**Key Words:** animal shelter, Teirhaim, Germany, Japan